

これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の 在り方に関するラウンドテーブル（中間まとめ）

I 総論

1. はじめに

先住民族の遺骨や副葬品は、19世紀から20世紀初頭にかけて世界各地で行われた人種主義に基づく自然人類学や考古学の研究によって収集されてきた。我が国の大学・研究機関においてもこれまで調査研究過程で収集されたアイヌの祖先の人骨や副葬品が数多く保管されていることが明らかとなっている。それらの収集過程や長期間にわたる保管・管理状態の中には、後継者社会である現在のアイヌから見て適切とは言えない取り扱いが少なからず見られた。また調査自体がアイヌ独自の世界観や宗教観に十分に配慮されたものでなかったことも指摘されているところである。

何より人の死と関わる、その取り扱いには十分な配慮が求められるべき人骨や副葬品について、当事者であるアイヌと研究を担う研究者の双方が直接意見交換を行い、その取り扱いについて議論する場がなかったことについては、学協会は深く反省する必要がある。

このラウンドテーブルを通じて、学史的背景を明らかにするとともに、今後の研究のあり方についての一定の方向性を見出す観点から、議論を行った。また研究をめぐる諸問題を整理し、その解決策を提言することも本ラウンドテーブルの役割であると考え、検討した。本文書は、その議論の経過を取りまとめたものである。

何分研究者組織である学協会と北海道アイヌ協会との公式な検討の場はこれが初めての試みであり、さらなる実質的議論に発展させるべく、今後は、この中間まとめを公表し、関係者からの意見を広く求めた上で、一層の課題点の洗い出しと整理を進めていくこととしている。

2. ラウンドテーブルについて

(1) ラウンドテーブルの設置の趣旨

- 本ラウンドテーブルは、これまでのアイヌ人骨と副葬品に関連する研究を振り返り、研究のあり方の課題、今後の研究の取り組みについて関係する学協会の代表とアイヌ関係者が議論を通じて、主体的に具体的な意見をまとめ、国のアイヌ政策に反映させることを目的として組織した。

これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の 在り方に関するラウンドテーブル（中間まとめ）（概要）

- **設置趣旨**：これまでのアイヌ人骨と副葬品に関連する研究を振り返り、研究のあり方の課題、今後の研究の取り組みについて、学協会の代表とアイヌ関係者が議論を通じて、主体的に具体的な意見をまとめ、国のアイヌ政策に反映させる。
- **構成**：北海道アイヌ協会、日本人類学会、日本考古学協会の三者で共催。参加者は、上記三者に属する者であって、各会が理事会等で代表と認める者。（参加者と経緯については別紙参照）。
- **開催状況**：2015年11月から、本年3月まで、合計5回開催。

ラウンドテーブルで確認された内容

◎ 学術界として、これまでの研究者の態度や見解をどのように評価するか

- ・ 従来の研究者の取り組みには、開拓史観や社会進化論的な発想が含まれ、同化政策につながるものが見られた。また考古学では、アイヌの歴史を日本列島の一地方の問題として捉え、全国的な課題として、また隣接地域との関係から位置づける視点、さらに人類学においては、日本国における先住民族問題として捉える視点が欠けていた。
- ・ 従来のアイヌに関する研究においては、他者の文化を議論しているという意識が欠落し、またアイヌの声を聞いてこなかった側面がある。アイヌへの研究成果の還元も十分なされてきたとは言い難く、一部の研究においては、アイヌへの社会的偏見を助長する事例の存在を認めざるを得ない。当事者意識の希薄さが問題を深刻化させてきたことを、学術関係者は真摯に受け止める必要がある。
- ・ 研究目的の人骨と副葬品の収集に関しては、アイヌへの趣旨の十分な説明と発掘行為への同意の取得に欠けたところがあったとの指摘がある。また発掘後の人骨と副葬品の保管状況については、人の死と関わる深淵かつ繊細な問題である点が十分に配慮されずに、必ずしも誠意ある対応がなされなかった例がある。このことを研究者は深く反省し、しっかりと受け止める必要がある。

- ・ かつての発掘調査には、考古学的手法が取り入れられず、時代性や文化的特性についての情報が欠落している。そのため、現在の研究水準から見て、学術資料としての価値が損なわれた。
- ・ 研究分野によって人骨と副葬品が別々に扱われるなど、切り分けされてしまった。
- ・ 学協会関係者においては、人がヒトを対象として研究する際に、これまで人権の考え方や国際的な先住民族の権利に関する議論や動向に関心を払い、その趣旨を十分に理解する努力が足りなかった。今後、研究者は真摯に研究の目的と手法を事前に適正に伝えた上で、記録を披瀝、検証していくことが必要であり、それなくして、研究の意義や正当性を主張する根拠が希薄であることを自覚する必要がある。

◎ 学協会として果たすべき役割について

- ・ 研究がアイヌの歴史の復元において果たす役割の重要性を認識する。
- ・ 学協会が、過去の研究を振り返り、学術界とアイヌのお互いの信頼関係を構築する継続的な努力を行う。
- ・ 研究倫理を研究者に周知し、現在の学術の在り方への責任を明確化し、説明責任を果たす。
- ・ これまでの研究の経緯や得られた研究成果をまとめ、アイヌ側へわかりやすく説明し、社会へ広く還元する。

◎ 今後のあるべき研究を考えるに当たって、研究者に求められる責務

- ・ 国際基準での人権の考え方や「先住民族の権利に関する国連宣言」の趣旨について関心をもち、尊重すること。
- ・ 研究する側とされる側の立場について、誰のための何のための研究なのかを、十分に自覚すること。
- ・ インフォームドコンセントを踏まえた上でのアイヌの承諾をもとに、研究を実施すること。研究成果の解釈や活用にはアイヌの権利・利益を意識すること。
- ・ 自らの研究がアイヌの民族的アイデンティティの形成と深く関わることを意識すること。
- ・ 研究活動の計画・実施・成果報告・研究成果の活用や資料の保管整理などにおいてア

アイヌとの協業を進めていくこと。

◎ アイヌ人骨と副葬品に係る研究の基本的な考え方

◆ 研究にあたって留意されるべき基本原則

1 先住民族宣言などで示された権利の尊重

「先住民族の権利に関する国連宣言」や FPIC (free, prior and informed consent: 自由で事前に、十分な情報を与えられた上での合意) の趣旨に鑑み、アイヌが人骨と副葬品に有する権利を尊重するとともに、アイヌの人骨と副葬品に対するアイヌの人々の考え方が尊重されることが重要である。

2 的確なコミュニケーションの確立と謙虚な研究態度

文化遺産の継承者であるアイヌとの十分なコミュニケーションが重要。研究者は、研究活動の計画・実施・成果報告・研究成果の活用や資料の保管整理などにおいてアイヌの意見に真摯に耳を傾け、アイヌの研究への参画の可能性を模索する必要がある。

3 透明性のある研究の実施

収集経緯の不透明さや、研究成果がアイヌに十分還元されて来なかったことに対して強い批判があることに鑑み、研究実施に当たっては、事前同意手続きを前提とした透明性の高い枠組みを確保していくことが必要である。

◆ 研究の前提となる人骨と副葬品の取扱いに係る方針

- ・ 上記の基本原則に則り、当然の前提として、人の死に関わる問題である点に鑑みて、尊厳に配慮した上で、さらにアイヌ自身の世界観、死生観を尊重することが求められる。アイヌへの人骨と副葬品の返還と慰霊の実現が第一義であり、研究に優先される。

◆ アイヌ人骨と副葬品の研究の意義及び目的

- ・ 人骨の形態や残された生活痕跡、分子分析等から、アイヌの時代性や地域性、独自性を明らかにする。
- ・ 活発な中間交易など、文字資料には記録されないアイヌの歴史を復元する。
- ・ 畑作の痕跡など、旧来の「狩猟・採集民」という固定的・限定的なアイヌの民族的イメージを払拭する。

○ これからの人骨と副葬品を用いた研究について

◆ 研究の対象となる人骨と副葬品について

研究は、当事者であるアイヌに対し、研究の目的とそれによってもたらされる成果とリスクについて十分に説明し、同意を得た上で、慎重に進めることが前提であり、これまで大学が保管していた人骨と副葬品のうち、以下の条件に触れるものは、研究倫理の観点から見て研究対象とすることは問題がある。

- i. 研究の実施について、アイヌの同意を得られないもの。
- ii. 海外における法制度やガイドラインの事例を考慮して、研究が行われる時点から見て三世代以内、すなわち概ね 100 年以内に埋葬された人骨と副葬品。
- iii. 現在の遺族等への影響を鑑みて、収集経緯を公開できないもの。
- iv. 収集経緯が不明確であるものや、時代性や埋葬地に関する情報を欠如するものや、資料の正確性を担保する基本的データ（例えば、発掘調査時の実測図、写真、出土状態の記載）が欠如するもの。そのほか、調査行為自体に研究倫理の観点からみて学術資料として活用することに問題を含むもの。

なお、上記の i から iv の条件に触れる人骨と副葬品は研究対象としないことを原則とするが、iv) の条件に触れる人骨のうち、アイヌも交えた検討と判断の結果として、研究の有効性がしかるべき手続きを経て保証されると見なされる場合には、限定的に研究を行う可能性を有する。

◆ 研究の実施にあたっての枠組み

- ・ 研究の実施に当たり、予め研究機関等の倫理委員会における審査を受けることを原則とする。
- ・ 倫理委員会の審査等を経た上で、上記の指標に則り、当該人骨と副葬品が研究対象としてふさわしいか、研究の立案や実施が適切であるか、アイヌ関係者と学協会関係者で構成される中立的な検討組織（出土遺体や副葬品の研究利用の倫理的検討委員会<仮称>）において、審査を受ける。
- ・ 当該「委員会」は学協会とアイヌが合同で組織するものとする。
- ・ 上記審査を受けた研究に係る学術論文においては、必ず上記審査を受けた旨記載する。

- ・ 象徴空間において人骨と副葬品を管理する運営主体においては、人骨と副葬品の研究利用を目的とした持ち出しの適否の判断に当たって、委員会の結論を尊重することを期待する。

◆ 研究成果の発信について

- ・ 研究成果の発信は、アイヌの研究に対する肯定的な理解を得る意味で極めて重要であり、わかりやすく、アイヌの視点を踏まえて的確に発信され、十分還元されることが必要である。

今後の検討課題

◎ ラウンドテーブルにおける検討事項

- ✓ 「委員会」の具体的構成等の検討
研究データの二次利用にかかる研究倫理的観点からの制度的枠組みの検討。
- ✓ 研究成果の公開促進等の具体的内容
 - ・ 研究成果を共有し、広く一般に成果を周知する場としてのシンポジウムや講演会の開催
 - ・ 最新の人類学、考古学の知見を、一般に還元する観点から、幅広い世代が親しむ概説書の作成。
- ✓ その他、上記によらないアイヌ人骨・副葬品に係る諸問題について適時検討を行う。

◎ 関係機関における積極的な検討が期待される事項

- ・ 今後出土する人骨と副葬品の取扱い
- ・ 人骨資料を取り扱う人材育成
- ・ アイヌ文化に関する研究の振興